茨城県教育委員会規則第４号

　博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則を次のように定める。

令和５年３月30日

茨城県教育委員会教育長　　森作　宜民

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則

　博物館の登録に関する規則（昭和45年茨城県教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２条　法第12条第１項に規定する登録申請書は、様式第１号とする。

（登録の基準）

第３条　法第13条第１項第３号から第５号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

（登録の実施等）

第４条　法第14条第１項に規定する博物館登録原簿は、様式第２号とする。

（変更の届出）

第５条　法第15条第１項の規定による博物館の登録事項の変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（様式第３号）によりしなければならない。

（教育委員会への定期報告）

第６条　法第16条の規定による定期報告は、博物館定期報告書（様式第４号）によりしなければならない。

２　前項の博物館定期報告書には、博物館の運営の状況に関する資料を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第７条　法第20条第１項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第５号）により、当該廃止の日から15日以内にしなければならない。

（指定の基準）

第８条　施行規則第24条第１項第２号から第４号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

（公告）

第９条　法第14条第２項、第15条第２項、第19条第３項、第20条第２項及び第31条第３項の規定による公表は、茨城県報に登載して行うものとする。

　（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付　則

　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条）

博物館登録申請書

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日茨城県教育委員会　殿申請者　 |
| 設置者の名称 |
| 設置者の住所 |
| 博物館の名称 |
| 博物館の所在地 |
|  |

様式第２号（第４条）

博物館登録原簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　　項 | 登　　録 | 登録変更 | 登録変更 | 登録変更 |
| 　年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 第　　　　　号 |
| 設置者の名称 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 設置者の住所 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 博物館の名称 |  |  |  |  |
| 博物館の所在地 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 備考 | 　 | 　 | 　 | 　 |

様式第３号（第５条）

博物館登録事項変更届出書

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日　茨城県教育委員会　殿届出者　 |
| 　変更年月日 |
| 　変更の内容 |
| 　変更の事由 |
| その他参考となるべき事項 |
| 　 |

様式第４号（第６条）

博物館定期報告書

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日　茨城県教育委員会　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　 |
| 　設置者の名称 |
| 　設置者の住所 |
| 　博物館の名称 |
| 　博物館の所在地 |
|  |

様式第５号（第７条）

博物館廃止届

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日　茨城県教育委員会　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者 |
| 　廃止年月日 |
| 　廃止した事由 |
| 　廃止後の財産処分 |
| 　その参考となるべき事項 |
|  |